

「新NPO法人制度」普及プロジェクト等の審査について

神奈川県新しい公共支援事業を構成する、「新NPO法人制度」普及プロジェクトほか2種類の事業の事業企画提案の選定に係る審査については、次のとおりとします。

1 選考件数 合計 最多9件

<内訳>

- (1) 「新NPO法人制度」普及プロジェクト . . . 採択可能件数2件(各1件)
- A. 制度活用助言者養成事業 審査件数3件(応募件数3件)
- B. 制度普及パンフレット作成事業 審査件数2件(応募件数2件)
- (2) 寄附促進に向けたNPO認知度向上事業
- A. 寄附の仕組みの充実 (応募なし)
- B. 次世代に寄附への理解を広げる学習プログラムの開発・普及
審査件数1件(応募件数1件)
- C. NPOへの寄附の定着を促すプログラムの実施 審査件数2件(応募件数5件)
- (3) NPO提案型活動基盤強化事業 審査件数1件(応募件数2件)

※(2)及び(3)は、予め件数を定めず、委託料の合計額3,000万円を上限として選定します。

2 選考方法

(1) 審査方法

- 審査は、予備審査及び本審査により行います。
- 予備審査は、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会第1幹事会(以下「幹事会」という。)が書類審査を行い、本審査は、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)が予備審査及びプレゼンテーションの結果を踏まえ協議し、総合審査を行います。

(2) 予備審査

- 幹事会幹事は、応募書類に対し、各事業の評価項目について各々5段階で点数による評価を行い、「評価表」を作成します。なお、1件の募集に対し応募が1件であっても評価を行います。

	点数	基準
採 点 基 準	5点	当てはまる、期待できる
	4点	それなりに当てはまる、それなりに期待できる
	3点	普通、可もなく不可もない
	2点	あまり当てはまらない、あまり期待できない
	1点	当てはまらない、期待できない

- 幹事が応募案件と利害関係にある場合には、該当する応募案件が含まれる事業に対する審査に加わらないこととします。(当該事業に関する評価表の作成を行わず、協議においても発言しない。)
- 幹事会は、評価結果を踏まえて協議し、本審査の対象とする応募案件を選定します。
- 幹事会は、本審査の対象とする応募案件について、事業ごとに順位付けし、運営委員会に報告します。

(3) 本審査

- 予備審査で選定された事業の提案者は、公開で提案内容に関するプレゼンテーションを行います。
- 運営委員会は、予備審査の結果及びプレゼンテーションの結果を踏まえ、総合的な観点から協議して実施する事業を選定し、知事に答申します。
- 運営委員会委員が応募案件と利害関係にある場合には、該当する応募案件が含まれる事業に対する審査に加わらないこととします。(該当する応募案件のプレゼンテーションの際には会場から退出し、協議においても該当する応募案件が含まれる事業に関する発言をしない。)

「新NPO法人制度」普及プロジェクト 評価基準

基本的な視点	評価項目	評価の視点	提出書類の内 評価の対象となる書類	配点
事業企画 の妥当性	事業趣旨 の反映	「新しい公共支援事業ガイドライン」の趣旨及び当事業の趣旨を踏まえた内容となっているか。	様式1(事業企画提案書) 様式3(実施計画書)	5点
	事業目的 の的確性	「新NPO法人制度」が県民やNPO法人に理解・活用されることを目的とし、目的を達成するための設計となっているか。	様式1(事業企画提案書) 様式3(実施計画書1~3)	5点
	実施計画 の妥当性	NPOに関する諸制度の普及を実現する具体的な実施計画となっているか。	様式3(実施計画書1,2)	5点
	手法の独 創性	提案者の特性や専門性が活かされた内容となっているか。	様式2(団体調書) 様式3(実施計画書4)	5点
事業の効 果	効果の継 続性	事業終了後も、支援を受けたNPO等に効果が残る工夫があるか。	様式3(実施計画書2~4)	5点
	成果の普 及性	支援を受けたNPO等以外にも、事業の成果が及ぶことが期待できるか。	様式3(実施計画書2,3)	5点
	評価の実 効性	成果の把握と自己評価が的確になされるよう考慮されているか。	様式3(実施計画書6)	5点
履行の確 実性	実現可能 性	実行可能な方法で実施計画が立案されているか。	様式3(実施計画書2,5~7)	5点
	収支予算 の 的確性	提案された事業企画を実施するための経費が適切に計上されているか。	様式4(収支予算書)	5点
	組織体制	提案した事業企画を実施し、求められる情報開示や評価を行うための十分な組織体制があるか。	様式2(団体調書) 様式3(実施計画書5)	5点
合 計				50点

寄附促進に向けたNPO認知度向上事業 評価基準

基本的な視点	評価項目	評価の視点	提出書類の内 評価の対象となる書類	配点
事業企画の 妥当性	事業趣旨の 反映	「新しい公共支援事業ガイドライン」の趣旨及び当事業の趣旨を踏まえた内容となっているか。	様式1(事業企画提案書) 様式3(実施計画書)	5点
	事業目的の 的確性	寄付の仕組みの充実等のそれぞれの事業の目的と合致しており、この目的を達成するための設計となっているか。	様式1(事業企画提案書) 様式3(実施計画書 1~3)	5点
	実施計画の 妥当性	寄付の促進における課題やニーズを把握し、それらに的確に対応する具体的な実施計画となっているか。また、広く市民・NPO等の参画が得られる内容であるか。	様式3(実施計画書 1~3)	5点
	手法の独創 性	既存の寄付促進策と異なる独創性があるか。あるいは、既存の寄付促進策の課題を克服する内容となっているか。	様式2(団体調書) 様式3(実施計画書 2)	5点
事業の効果	効果の継続 性	事業終了後も、事業の効果が残る工夫があるか。	様式3(実施計画書 2,3)	5点
	成果の普及 性	事業の直接の対象となったNPO等以外にも、事業の成果が及ぶことが期待できるか。	様式3(実施計画書 2,3)	5点
	評価の実効 性	成果の把握と自己評価が的確になされるよう考慮されているか。	様式3(実施計画書 4)	5点
履行の確実 性	実現可能性	実行可能な方法で実施計画が立案されているか。	様式2(団体調書) 様式3(実施計画書 2,5~7)	5点
	収支予算の 妥当性	提案された事業企画を実施するための経費が適切に計上されているか。	様式4(収支予算書)	5点
	組織体制	提案した事業企画を実施し、求められる情報開示や評価を行うための十分な組織体制があるか。	様式2(団体調書) 様式3(実施計画書 5)	5点
合 計				50点

NPO提案型活動基盤強化事業 評価基準

基本的な視点	評価項目	評価の視点	提出書類の内 評価の対象となる書類	配点
事業企画 の妥当性	事業趣旨の 反映	「新しい公共支援事業ガイドライン」の趣旨及び当事業の趣旨を踏まえた内容となっているか。	様式1(事業企画提案書) 様式3(実施計画書)	5点
	事業目的の 的確性	神奈川で活動するNPO等の活動基盤を強化することを目的とし、目的を達成するための設計となっているか。	様式1(事業企画提案書) 様式3(実施計画書1~3)	5点
	実施計画の 妥当性	支援対象とするNPO等のニーズや課題を把握し、それらに的確に対応する具体的な実施計画となっているか。	様式3(実施計画書1~3)	5点
	手法の独創 性	既存の活動基盤強化施策と異なる独創性があるか。あるいは、既存の活動基盤強化施策の課題を克服する内容となっているか。	様式2(団体調書) 様式3(実施計画書2)	5点
事業の効 果	効果の継続 性	事業終了後も、支援を受けたNPO等に効果が残る工夫があるか。	様式3(実施計画書2,3)	5点
	成果の普及 性	事業の直接の対象となったNPO等以外にも、事業の成果が及ぶことが期待できるか。	様式3(実施計画書2,3)	5点
	評価の実効 性	成果の把握と自己評価が的確になされるよう考慮されているか。	様式3(実施計画書4)	5点
履行の確 実性	実現可能性	実行可能な方法で実施計画が立案されているか。	様式2(団体調書) 様式3(実施計画書2,5~7)	5点
	収支予算の 的確性	提案された事業企画を実施するための経費が適切に計上されているか。	様式4(収支予算書)	5点
	組織体制	提案した事業企画を実施し、求められる情報開示や評価を行うための十分な組織体制があるか。	様式2(団体調書) 様式3(実施計画書5)	5点
合 計				50点